

## HLA 研究所 検査受託約款

本検査受託約款（以下「本約款」といいます）は、公益財団法人 HLA 研究所（以下「HLA 研究所」といいます）が、依頼病院、依頼施設（以下「依頼機関」といいます）から依頼される検体検査業務（以下「本検査」といいます）にかかる履行及びその他の条件を定めるもので、本検査は本約款に基づくものとします。本約款は、依頼機関により HLA 研究所所定の検査依頼書を送付することによって本約款に合意されたものとみなし適用されるものとします。

### 第1条 （委託項目及び単価）

1. 本検査の委託項目及び単価については、HLA 研究所所定の「検査料金一覧表」のとおりとします。
2. 検査料金一覧表は、依頼機関が第2条に従い依頼機関との検査委託契約の成立時に有効なものが適用されるものとします。また HLA 研究所は、検査料金一覧表の内容・条件をその裁量でいつでも変更することができるものとします。

### 第2条 （検査委託契約の成立）

1. 本検査は、依頼機関が HLA 研究所所定の検査依頼書をもって HLA 研究所に申込み、依頼機関の検査用の検体が HLA 研究所に到着し、受領の通知をもって検査委託契約の成立とします。また依頼機関は、HLA 研究所への検体の到達後は、本検査の申込みを取消し又はキャンセル等を行うことはできません。
2. 検査料金一覧表のほか HLA 研究所が提供する書面（WEB 案内を含む）には、検体の採取・保管方法、検査期間及び納期、検査結果の報告方法、受渡し場所及び検体の輸送等が記載されるものとします。

### 第3条 （検査の履行）

1. 依頼機関は、検査対象者の検体と検査依頼書をあわせ HLA 研究所に送付するものとします。また検体の保管にかかる容器は別に定めのない限り HLA 研究所が依頼機関に引き渡す容器を使用するものとします。
2. HLA 研究所は、依頼機関の検体が HLA 研究所に 13:00 までに到着した場合は、到着日当日に検査を開始します。
3. HLA 研究所は、依頼機関が申込をなされた検査項目に従い HLA 研究所が定める納期までに HLA 研究所所定の方法により検査結果を依頼機関に報告します。ただし、やむをえない理由により遅延が見込まれる場合は、速やかに依頼機関に通知します。
4. HLA 研究所は、依頼機関に検査結果を報告した後も

HLA 研究所の定める期間中において当該検体を保存します。

### 第4条 （検査結果）

依頼機関は、受領した検査結果につき、検査対象者へ遅滞なく引き渡しまたは検査結果にかかる説明を行わなければならないものとします。また、依頼機関は、検査結果にかかる報告書（データ）は、返品することができません。ただし、HLA 研究所は、検査結果報告の日から原則 3 か月以内において、検査結果（データ）に対し具体的かつ合理的な理由をもって疑義が提起され、当該疑義が専ら HLA 研究所の責めに帰すべきことが明らかな場合には、再検査を実施し依頼機関に報告します。

### 第5条 （検査料金及び支払方法）

1. 依頼機関は、HLA 研究所の請求書の受領後、60 日以内に請求書に定められる方法に従い支払うものとします。請求書は検査結果の報告書に同封されます。
2. HLA 研究所は前項にかかる請求にあたり検査料金の他に、消費税法の規定により算出された消費税額を併せ請求します。
3. 振込手数料は、依頼機関の負担とします。
4. 検査料金の他、依頼機関は検体の送付にかかる費用を負担するものとします。

### 第6条 （HLA 研究所の責任）

1. 本検査の履行にかかる HLA 研究所の責任は、衛生検査所により定められた検査の精度管理に関する諸基準に従い、善良なる管理者の注意をもって検査を実施することに限られるものとします。また依頼機関は、本検査及び検査結果が依頼機関の特殊な目的に適切かつ常に有用であることが保証されるものではないことに合意します。
2. 本検査に関連して、HLA 研究所が負う責任の範囲は、原則として、通常かつ直接の範囲の損害のみを対象としかつ当該損害の発生原因となった検査料金を限度とします。

## 第7条 (資料請求)

依頼機関は、HLA 研究所に対し本検査に関連する合理的な範囲で資料請求をすることで、HLA 研究所は無料でこれに応じます。

## 第8条 (再委託)

HLA 研究所は、本検査につき、本契約上のすべての責任を負うことを条件に、本検査の全部または一部を他の検査機関等(研究機関、病理診断医等を含む。)に再委託することができるものとします。

## 第9条 (個人情報の保護)

1. HLA 研究所は、本検査により取得した依頼機関の個人情報(検体の提供者を含む、それらの氏名、生年月日、検体、検査結果及び結果に対する評価・検査所見であって特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合して特定の個人を識別することができるものを含む)を指す、以下同じ)の取扱いに際しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、改正法を含む、以下「法」といいます)その他個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、関係省庁等の作成した個人情報保護に関するガイドラインに従うものとします。

**2. 依頼機関は、本検査のために、第三者の検体を HLA 研究所に送付する場合は、当該第三者に検体を HLA 研究所に提供することにつき承諾を得ていないものとし、**

3. HLA 研究所は、個人情報の取扱いについて、次の各号に定める義務を負うものとします。

(1) HLA 研究所は、依頼機関の個人情報は、本検査の目的でのみ利用すること。但し、法16条3項各号に掲げる場合その他法令に基づく場合は、この限りではない。

(2) 個人情報を第三者に提供しないこと

(3) 個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等(以下「漏洩等」といいます)の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置(規程等の整備を含む)を講じること

(4) 自己の責任において、本検査により個人情報を取扱う自己の従業員(自己の組織内において直接間接に自己の指揮監督を受けて自己の業務に従事している者をいい、雇

用関係にある従業員のみならず、取締役、監査役、派遣社員を含む。以下「従業員」といいます)に本条の義務を遵守させること。また、本検査に関与しない自己の従業員が個人情報を入手できないよう必要な漏洩対策(執務室への入退室管理、媒体の施錠保管、パスワードの設定や暗号化等を含む)を講じること。

(5) 個人情報の管理責任者を定め、従業員に対して必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。

4. 依頼機関は、必要があると認めるときは、HLA 研究所に対し個人情報の管理及び保管状況について書面による報告を求めることができ、また HLA 研究所の安全管理状況を確認することを求めることができるものとします。

5. HLA 研究所は、依頼機関の個人情報につき漏洩等が発生した場合(そのおそれを含む)、及び個人情報の取り扱いについて本条に違反したまたはその可能性がある場合は、直ちに依頼機関に対して通知し、善後措置を講じるものとします。

6. HLA 研究所は、依頼機関から個人情報の利用目的の通知、開示、削除、訂正等及び利用停止等(以下「開示等」といいます)の依頼を受けた場合これに応じるものとします。

7. 本検査が終了後、依頼機関により個人情報の返還の依頼がない限り、HLA 研究所の定める内部規程により廃棄にまたは消去され、この処理がなされる場合には復元不可能な方法により行うものとします。なお、返還の依頼がなされた場合、本約款第3条第4項に定める検体の保管義務は適用されないものとします。

8. 本条の義務は、本検査の終了後も有効に存続するものとします。

## 第10条 (権利義務の譲渡禁止)

依頼機関および HLA 研究所は事前に書面による相手方の承諾を得ずして、本契約上の地位権利、義務の全部又は一部を第三者へ譲渡若しくは担保に供してはなりません。

## 第11条 (反社会的勢力の排除)

1. 依頼機関および HLA 研究所は次に定める事項を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 自己または自己の役員および従業員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企、業総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運

動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力  
(以下総称して「反社会的勢力」といいます) に該当し  
ないこと。

- (2) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しない  
こと。
  - (3) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提  
供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は  
関与しないこと。
  - (4) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力と関係有し  
ないこと。
  - (5) 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対する面迫  
的言動又は暴力を用いる行為、および威力・偽計により  
相手方の業務を害する行為をしないこと。
2. 依頼機関および HLA 研究所が前項の該当性の判断のた  
めに調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、  
これに必要と判断する資料を相手方に提供しなければな  
りません。
  3. 依頼機関および HLA 研究所は相手方が第 1 項の定め  
に反することが判明した場合、通知催告することなく、ま  
た、自己の債務の提供を要しないで、本契約を即時解除  
することができます。

#### **第12条 (合意管轄)**

本契約は日本国の法律に準拠します。また本契約に関し訴訟  
の必要が生じた場合には、京都地方裁判所をもって第一審の  
専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第13条 (協議事項)**

本契約の条項に関し、疑義が生じたとき、又は本契約に定め  
ない事項については依頼機関及び HLA 研究所の互譲協調の  
精神に基づき誠意をもって協議の上、解決するものとします。

#### **第14条 (付則)**

本約款は、2019年4月1日から適用とします。